

法人県民税の  
課税・非課税の判定表

管理番号	
法人名	
事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表四 (48))		1			
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		2		
		とされたもの 収入した金額で益金不算入	受取配当金で益金とされなかった金額		3	
			還付法人税額等		4	
					5	
					6	
					7	
		加算欄計 (2+3+4+5+6+7)		8		
	減算欄	た支出したもの の金額で損金不算入とされ	寄附金の損金算入限度超過額		9	
			法人税明細書別表四において損金不算入とした法人税額		10	
			法人税明細書別表四において損金不算入とした附帯税額		11	
					12	
					13	
				14		
	減算欄計 (9+10+11+12+13+14)		15			
収益事業から生じた所得金額 (1+8-15)			16			
課税の判定	(16) × 90 / 100		17			
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		18			
	(18) の金額が (17) の金額 以上である場合 …………… 非課税 未満である場合 …………… 課税					

この判定表は以下の書類を添付の上、申告書 (第 6 号様式) 提出時に併せて提出してください。

添付書類	1 決算書	4 法人税明細書別表十四 (二)
	2 法人税申告書別表一 (二)	5
	3 法人税明細書別表四	6

## 「法人県民税の課税非課税判定表」記載の手引き

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更正保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により法人県民税の課税上、収益事業に含まれないこととする範囲を算定し、課税又は非課税を判定する場合に使用してください。

- 1 「1」欄の金額が0以下になる場合は、「2」から「16」までの欄の記載は不要です。この判定表の「課税非の判定」欄の「非課税」を○で囲んでください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中、収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税明細書別表十四（二）（26）欄＜同上以外のみなし寄附金額＞の金額）を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四（14）欄＜受取配当等の益金不算入額＞の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け、又は充当された金額（法人税明細書別表四（18）欄＜法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額＞及び（19）欄＜所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等＞の金額）を記載してください。
- 5 「5」から「7」までの欄には、「3、4」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください。（法人税明細書別表四で減算した金額）
- 6 「9」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税明細書別表四（26）欄＜寄附金の損金不算入額＞の金額）を記載してください。
- 7 「10」欄には、法人税法の所得の計算上、損金不算入とされた法人税の額を記載してください（法人税明細書別表四（2）欄＜損金経理をした法人税及び地方法人税＞及び（4）欄＜損金経理をした納税充当金＞のうち、法人税額に充てる金額）。
- 8 「11」欄には、当該事業年度中に、損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税明細書別表四（5）欄＜損金経理をした附帯税、加算金、延滞金及び過怠税＞の金額）を記載してください。
- 9 「12」から「14」までの欄には、「9、10、11」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上、損金不算入とされた金額を記載してください（法人税明細書別表四で加算した金額）。
- 10 「17」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- 11 「18」欄には、「2」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に書類の名称を記載してください。決算書、法人税申告書別表一（二）、法人税明細書別表四及び別表十四（二）は必ず添付してください。